

NO.19に対して

- 1 ① 「子供は大人の庇護の下に育つ」という意見は、概ね賛成できる。ただし、所謂『子供観の発展』と言う視点から見ると、単なる「庇護」されるべき対象として子供をとらえることは、これからの北広島・日本を支えて立つ子供たちに対して正しくとらえていないのではないのかと思う。

※ 子供に関する国際文書の歩みから

「保護の対象」としての子供観：国際連盟の作成した「ジュネーブ宣言」（1924年）

・・・子供の本質を社会的弱者としてとらえ、大人から見て守るべき存在である「保護の対象」としての子供観が反映

→ 「権利（利益）の主体」としての子供観：国際連合の「子供の権利宣言」（1959年）

・・・保護的な規定を維持しつつも、あらたに「権利」を明示した規定が登場。
名前・国籍を持つ権利（3条）、健康に成長発達する権利（4条）、教育を受ける権利、遊びレクリエーションの権利（7条）、

○ここでの権利は、子供に必要とされる諸利益をを子供の主観的権利と見なし、それを親・社会・国が子供に給付・保障するという性質のもの

→ 「権利（意志）の主体」としての子供観：今回の「権利条約は、「保護の対象」としての子供観、「権利（利益）の主体」としての子供観に加えて、「権利（意志）の主体」としての子供観を鮮明に打ち出した。子供を一個の独立した人格ととらえ、子供自身の「意志」を直截的に「権利」と見なす観点も重要。

② 「パートナーでない」と言う点について

前記①のような「子供観」にたつならば、前文に書いた「大人とともに北広島市をつくっていくパートナー」と言うことがあって当然な考えではないか。

① で危惧している点について

「前文」の中にある精神を讀んでいくと、このような結論にはならない。

※ 他人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身につけ・・・

※ 大人は、子どもをあらゆる差別や暴力から守り、・・・

さらには、すでにある法律を駆使したなら、暴走族を公に認める、ことにはならない。

② で危惧している点

①での指摘と同じことで、解決するのではないだろうか。

③ で危惧している点

①での指摘と同じことで、解決するのではないだろうか。

④ で危惧している点

「学校教育法」第11条で規定していること・諸裁判判例等から考えても、更に「権利条約」でも規定していることから考えても、妥当な条文であり、危惧は払拭できるのではないかと思う。

後段 「他の自治体でも同様な問題的が・・・」とありますが、権利条例が出来たことによって問題が起こっていると言うことは、ネットからも検索できないのであり、大きな問題は起こっていない

と考える。

さらに、アンケート調査からの市民の意見の多くが、次のような意見に代表されるのではないか。

『最近の子どもは・・・』と大人が言って子供たちに目を向けていない。だからこんな権利があるなんて知らないまま育ってしまう。そうしたことによって、権利とわがままをはき違えた子どもが多く育ってしまっていると思う。・・・』

※「条例制定ありきで進んで・・・」については、市民に丁寧なアンケート調査をして、制定を望んでいることを根拠に仕事をしてきたことを分かっていたきたい。

NO.24の意見について

① 「子どもは自分の義務に見合う以上の権利を手にする可能性がある」について

※ 「子供観の発展」から考えても、市民のアンケートに現れた意見から考えても、子どもに正しい権利を教えていかなければ、他の人の権利も認めない人、すなわち「わがまま論」がまかり通ってしまうのではないのでしょうか。アンケートに現れた意見が、回答になると思います。

② 「この権利を口実に・・・」について

※決して、この条例が出来たことによって、教育現場に混乱が起こるとは考えない。権利を教えることは、他の人の権利や自分の責務も教えていくことになるのだと考えている。

③ 「義務教育中の・・・」は、私たちから見ると暴論としか考えられない。きちんとした権利を教える中でこそ、次の時代を「他の人も思いやれる人の住む北広島」に出来ると考えるのです。

④ 「将来を担う・・・」については、この条例を作ることが「子供たちに人格形成」をすすめることになると思います。